第二十条の三中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項に、「第七条の二第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「（当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の四中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「同条第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の五中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「同条第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の六中「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為」を「違反行為期間における、当該違反行為」に改め、「（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）」を削り、同条ただし書中「当該行為」を「当該違反行為」に、「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に、「同条第十八項若しくは第二十一項」を「第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項」に改め、同条第一号中「調査開始日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日」を「当該違反行為に係る事件についての調査開始日」に改め、「十年以内に、」の下に「その完全子会社が」を、「命令」の下に「（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）」を加える。

第二十条の七中「第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項」を「第七条の二第三項並びに第七条の八第一項から第四項まで及び第六項」に、「準用する」を「ついて準用する」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の二第三項	第一項の	第二十条の二から第二十条の六までの
	実行期間	第十八条の二第一項に規定する違反行為期間
	第一項各号に掲げる	第二十条の二から第二十条の六までに規定する
	当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等	当該事業者
第七条の八第一項	第七条の二第一項	第二十条の二から第二十条の六まで
	同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項	これらの規定又は第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項
第七条の八第二項	第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項	第二十条の二から第二十条の六までの規定又は第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項
第七条の八第三項	第七条の二第一項	第二十条の二から第二十条の六まで
	並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七条の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人が該合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等	は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為
第七条の八第四項	第七条の二からこの条まで	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第一項から次項まで及び第六項
	第七条の二第一項に	第二十条の二から第二十条の六までに
	違反行為及び当該法人が受けた命令等	違反行為